

1. パートナーシップ制度とは

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありませんが、2人の自由意思により、お互いを人生のパートナーとして、日常生活を支え合い、協力し合うことを約束した関係であると宣誓されたことを、行政が確認し、公的に認められる制度です。

※法的な権利や義務：法定相続権、所得税の配偶者控除・扶養控除、遺族年金の受給など

パートナーシップ制度は、自治体ごとで条例や規則、要綱で定めるなどして運用しているため、自治体により制度の特徴は異なり、パートナーであることの証明を受けたことにより享受できる行政サービスの内容も異なります。

また、近年はパートナーシップ宣誓者の子や親など近親者を、「家族としての思いを持つ関係である」と公的に認める『ファミリーシップ制度』の導入自治体も増えてきています。

2. 背景

現在、同性婚および登録パートナーシップなど同性カップルの権利を保障する制度を持つ国・地域は世界中の約20%の国・地域に及んでいると言われています。

(2021年9月時点)

日本では、同性間の婚姻を求める訴訟が行われていますが、現時点で同性婚は法的には認められていません。

平成27年に東京都渋谷区と世田谷区において全国で初めて導入されたパートナーシップ制度は、全国で130自治体（令和3年10月1日現在）、府内では5自治体が導入済みまたは導入予定であり、近年全国的に増加の傾向が見られます。

本市においても、パートナーシップ制度の導入に関して、市のホームページにおける「市へのご意見」や議会での質問があるなど、市民の関心が高まっています。

3. 計画での位置づけ

第2次木津川市男女共同参画計画「キラリさわやかプラン」基本理念

『男女がともに輝くまちづくり』

[一部抜粋]

誰もが人間としての尊厳を等しく認め合い、個人として尊重されること、性別に起因する偏見や差別を解消して、男女の平等な参画が促進されること、男女が互いに自立した個人としてパートナーシップを確立すること、市民・事業所等と行政との連携により男女共同参画社会の実現をめざすことなどの基本的な視点を持って、計画の推進を図ります。

本計画策定の趣旨

一人ひとりの個性と能力を發揮しながら、ジェンダー平等の観点から男女がともにあらゆる分野に参画し、多様性を尊重し合う男女共同参画社会の実現をより一層積極的に進めるために、今後取り組むべき施策を体系的に示した計画を策定するもの。

計画の体系

基本目標	II 人権尊重と安全・安心な暮らしの実現
重点目標	8. 困難な状況におかれた人への支援
施策の方向	20 性の多様性に対する理解の促進
具体的な取組	多様な性のあり方に関する理解を広めるための教育・啓発

4. 市のこれまでの取組み

〔人権研修・講演会の実施〕

内容：平成28年度 LGBTに関する講演 講師：麻倉ケイト氏、村主章枝氏

〔啓発冊子の活用〕 京都府発行「性の多様性と人権」の配布

〔学校における配慮〕 市内5中学校すべて女子生徒の制服でズボンが選択可能

小学生の上靴の色分け（赤・青）廃止

市内小中学校すべてに多目的トイレの整備

5. 市への意見概要

令和3年度：4件（導入の要望3件、慎重な議論が必要1件）

導入の要望…公的にパートナーとして認められることにより心の安らぎを得たい。

将来的な同性婚の実現を目指すための一歩としたい。

議論が必要…複婚の促進や、婚姻制度の国の立法目的を揺るがすため懸念される。

6. 制度の効果

性的少数者等が抱えている生きづらさの軽減や性の多様性に対する理解が促進され、偏見や差別のない社会の実現が図られます。

パートナーシップ宣誓制度制定近隣自治体（令和4年2月25日時点）

自治体名	制定年月日	条例・要綱等	宣誓件数	制定に至った経緯
京都市	令和2年9月1日	要綱	92組	平成30年度から全庁的にLGBTの取組みをしている中で、パートナーシップ制度の導入に至った。議会での質問があった。
亀岡市	令和3年3月1日	要綱	1組	令和2年6月議会質問の市長答弁により制定。
長岡京市	令和3年6月1日	要綱	3組	令和2年9月議会にて提言を受けた。
向日市	令和3年10月1日	要綱	0組	近隣市が実施したことにより、市長が施策決定した。
福知山市	令和4年4月1日 (予定)	条例	6組	性別などによる差別的な取り扱いを受けず、多様な生き方を選べる社会を目指す府内初の条例を制定予定。
奈良市	令和2年4月1日	要綱	6組	市民による問い合わせ等により制定。
大和郡山市	令和2年4月1日	要綱	2組	男女共同参画推進計画の見直し時に項目追加
天理市	令和3年4月1日	要綱	1組	市民による問合せ等により制定。
生駒市	令和3年4月1日	要綱	1組	人権施策に関する基本計画（第2次）に盛り込む。